

盛岡広域振興局長告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年8月15日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1（1） 工区に含まれる地域の名称 第2-5工区 紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番1の一部
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1 紫波町
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 紫波郡矢巾町大字南矢幅第12地割236番1及び237番1
- （2） 開発許可を受けた者の住所及び名称 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地 株式会社ニチイ学館